平成２８年（フ）第９６号
鹿児島県鹿児島市郡元町11番７号（ルクールM201号）
債務者　前村　久子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９８号
鹿児島県鹿児島市谷山中央２丁目702番地45（錦江１号402号）
債務者　平間慎一郎
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷４丁目27番８号
債務者　秋月平八郎
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿児島市西伊敷４丁目27番８号
債務者　秋月　豊子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１３号
鹿児島県大島郡龍郷町大勝2205番地12
債務者　山　健一郎
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第１７号
鹿児島県奄美市名瀬伊津部町13番５号（２Ｆ）
債務者　新納　譲二
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第４０号
秋田市外旭川八柳２丁目10番７号
債務者　前田　直哉
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１号
秋田市御野場１丁目１番７号　コーポエアパレス210号、前住所秋田市御野場１丁目１番７号　コーポエアパレス211号
債務者　藤原　翔太
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４８号
秋田市新屋元町２番５号
債務者　岩崎久美子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６１号
長野県安曇野市穂高北穂高2155番地３　県営青木花見団地Ｂ―201
債務者　氣賀澤舞美
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第７５号
長野県安曇野市豊科2219番地１
債務者　金田　久美
1　決定年月日時　平成28年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２１９号
京都市北区上賀茂東後藤町50番地３
債務者　山地　裕貴
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
和歌山市新和歌浦３番40号清和荘106号
債務者　神保　千珠
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９１号
京都市伏見区竹田向代町94番地　メゾン山幸401号
債務者　**徳**冨　　章
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３９２号
京都市伏見区竹田向代町94番地　メゾン山幸401号
債務者　**徳**冨　敬子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地23―106、前住所京都市山科区小野荘司町36番地１　セフィラ山本102号
債務者　大谷　映子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６号
山口県下松市大字末武中1175番地10、申立時の住所山口県下松市大字末武下538番地５
債務者　浅田　文男
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部